

トウヤ祭祀と宮座

八木透

To-ya Saishi and Miya-za

YAGI Toru

はじめに

- ① 兵庫県西北播磨地域のトウヤ祭祀
 - ② 滋賀県湖東地域のトウヤ祭祀
 - ③ 京都府口丹波地域のトウヤ祭祀
- むすび

【論文要旨】

本稿では、いわゆる「トウヤ（当屋）制」の概念について整理し、「トウヤ制」とは何かについて考えるための指標を提示することを目的とする。関西諸地域の具体事例を比較検討しながら、トウヤ祭祀の実態とそのヴァリエーションについて検証することによって、これまでさまざまな形態を示す祭祀のあり方を、一括りに「トウヤ制」あるいは「トウヤ祭祀」と捉えてきた研究視角について、改めて検討を試みたいと考える。

本稿では具体事例として、兵庫県宍粟市山崎町（旧宍粟郡山崎町）、滋賀県東近江市（旧愛知郡愛東町）、および京都府亀岡市の事例を中心に、それぞれの地域におけるトウヤ祭祀の構造とその特質について考える。その際には、以下の四点のような視点から分析と考察を試みたい。第一の視座は、兵庫県宍粟市の諸事例が顕著に示すような、村組の結合が非常に強固で、トウヤが家ごとに廻るといよりは、村組である

リンボ（隣保）を単位として、毎年輪番制でトウグミ（当組）が廻るといふ祭祀のあり方を、従来の「トウヤ制」と同じ枠組みにおいて捉えてよいかどうかという問題である。第二の視座は、京都府口丹波地域や近江湖東地域の事例が示すような、いわゆる座入り儀礼の民俗的意味について考察することである。第三の視座は、トウヤの性格とその具体的役割については、名称や役割、性格も地域によっていぶん異なる。このようなトウヤの名称と性格の相違についてはいかに考えるべきかについて検討を試みる。第四の視座は、「宮衆」などと称される、いわゆる長老組織の民俗的意味について検討を加えることである。特に口丹波や近江湖東の村落における「十人衆」などと称される長老たちは、いかなる役割を担っているのだろうか。また「年齢階梯制」と「トウヤ制」、および「宮座」との相関性についても検討を試みたい。

【キーワード】 宮座、トウヤ（当屋）、トウグミ（当組）、長老衆、年齢階梯制

はじめに

本稿では、いわゆる「トウヤ(当屋)制」の概念について整理し、「トウヤ制」とは何かについて考えるための指標を提示することを目的とする。関西諸地域の具体事例を比較検討しながら、トウヤ祭祀の実態とそのヴァリエーションについて検証することによって、これまでさまざまな形態を示す祭祀のあり方を、一括りに「トウヤ制」、あるいは「トウヤ祭祀」と捉えてきた研究視角について、改めて検討を試みたいと考える。さらに、「宮座」の概念についても検討を加えながら、最終的には「宮座」と「トウヤ制」との関連性に関して、一定の見解を提示したいと考える。

議論の前提として、「トウヤ」という用語の表記について、トウヤは「当屋」・「当家」・「頭屋」・「頭家」・「樽家」などさまざまな表記があり、それぞれに歴史的、社会的にいささか異なった意味が付与されている。そこで本稿では、文字表記が原因となる単純な誤解や混乱を避けるために、とりあえず先行研究の引用の場合を除いて、「トウヤ」とカタカナで表記することにした。

はじめに「トウヤ制」という概念について考えてみよう。「トウヤ(頭屋・当屋)制」という村落内における役割分担の一形態を村落構造論の中に位置づけたのは、周知のように蒲生正男である。蒲生は「頭屋制村落」を次のように説明する。

日本の伝統的なムラ社会は、「同族制村落」と「年齢階梯制村落」というふたつの異なるイデオロギーに支えられたものが対極的に存在してきたが、そのいずれもがどちらかと言えば少数例であり、現実的にはそのいずれでもないムラが多数例として存在してきたと言わなければならないだろう。こうした第三のムラのひとつの典型は

「頭屋制村落」とよびうる構造をもってきた。それは神社祭祀のトウヤ、葬儀の際の墓地の穴掘りに従事するヤマシ、その他ムラの公共的作業の当番などが、すべて地域社会を構成する各戸が順送りや平等に負担するのを特色としている。(中略)近隣関係を基盤とする互助と協同が著しく、長期的にみて各戸の対等、平等を貫いているのを特徴としている。⁽¹⁾

そして、そのような村落の基盤と地域性に関して、「それは定着的な、そして各戸の自立自存が可能であるような、安定的な農耕を基盤として成立したものであり、しばしばこの種の事例は、近畿地方や中国地方などの歴史の古いムラにみることができ⁽²⁾」と述べている。このような蒲生による新たな村落類型の提示は、有賀喜左衛門や福武直による「同族村落」と「講組的村落」、あるいは磯田進による「家格型村落」と「無家格型村落」、あるいは岡正雄による「同族制村落」と「年齢階梯制村落」などという従来の村落類型論に対して、新たな村落類型を加えることによって、より正確な日本の村落類型論を構築せんとする試みであり、またそれまでの日本社会を二分した類型把握に対して、近畿地方を中心とした地域の村落構造の特質を明確に提示するための試みであったことはいうまでもない。

このような蒲生の見解に関連して、これまで関西諸地域において宮座やトウヤ祭祀に関する調査を続けてきた上野和男は、近畿地方に顕著な宮座を有する地域社会の村落構造的特質について、たとえば滋賀県愛知郡愛東町青山の宮座を中心とした論考の中で、「当屋制と年齢階梯制との関係を広く近江を始めとする近畿地方でみた場合、当屋制はすべての宮座に共通してみられるが、年齢階梯制原理は一般的であるとはいえない。(中略)宮座は当屋制を基本原理としながら、その枠内において年齢階梯制をはじめとする二次的原理を採用していると理解することが妥当である⁽³⁾」と述べ、「宮衆」と称される長老組織を持つ村座的性格の宮

座を有する青山の村落を、「当屋制村落」とよぶべき村落社会構造を形成していると結論づけている。また奈良県天理市荒蒔を事例とする論考においては、「当屋制村落」には、成員が村落社会内で一定の範囲に限定されている型と、村落のすべての構成戸に拡大されている型がある。前者は株座的な宮座を基盤とする当屋制村落であり、後者は村座的な宮座を基盤とする当屋制村落である。荒蒔の村落社会構造は基本的には株座的な宮座を基盤とする当屋制村落である」と述べ、「当屋制村落」という概念は、宮座の有無やその内部の構造とは必ずしも連関するものではないとする見解を提示している。上野のこのような指摘からも、「トウヤ制」という概念と、神社祭祀の組織である「宮座」との相関性をめぐる問題については、より詳細な検討が必要であることがわかる。

以上のような議論を前提として、本稿では、兵庫県宍粟市山崎町（旧宍粟郡山崎町）川戸・同上比地・同与位・同清野・同杉ヶ瀬・同木ノ谷、滋賀県東近江市（旧愛知郡愛東町）小倉・同平尾、京都府亀岡市川関・同馬路の事例を中心に、それぞれの地域におけるトウヤ祭祀の構造とその特質について考える。その際には、以下の四点のような視座から、各事例に対する分析と考察を試みたいと思う。

第一の視座とは、兵庫県宍粟市の諸事例が顕著に示すような、村組の結合が非常に強固で、トウヤが家ごとに廻るといふよりは、村組であるリンポ（隣保）を単位として、毎年輪番制でトウグミ（当組）が廻るといふ祭祀のあり方を、従来の「トウヤ制」と同じ枠組みにおいて捉えてよいかどうかという問題である。「トウヤ制」といふよりは、どちらかという「当組制」とでも称すべき西北播磨地域の祭祀形態に関しては、これまでほとんど注目されることがなかっただけに、慎重な検討が求められよう。

第二の視座は、京都府口丹波地域や近江湖東地域の事例が示すような、いわゆる座入り儀礼の民俗的意味について考察することである。これら

の地域では、ミヤノトウヤキョウノトウなどと称される、一種の座入り儀礼が顕著に見られる。しかし隣接する地域でありながら、このような儀礼がまったく存在しない例もある。ミヤノトウヤキョウノトウの儀礼はいかなる意味を有しているのだろうか。またこのような儀礼の有無は、はたして何を示唆しているのだろうか。検討を試みたいと思う。

第三の視座は、トウヤの性格とその具体的役割についてである。そもそもトウヤの名称も、「トウヤ」「カンヌシ」「シャモリ」「トウニン」「ミヤノトウ」などまちまちであり、またトウヤの役割や性格も地域によってずいぶん異なる。このようなトウヤの名称と性格の相違についてはいかに考えるべきなのだろうか、検討を試みたいと思う。

第四の視座は、「ミヤシユウ（宮衆）」などと称される、いわゆる長老組織の民俗的意味について検討を加えることである。特に口丹波や近江湖東の村落では、「宮衆」、「宮年寄」、あるいは「十人衆」などと称される長老組織が顕著に見られる。これらの長老たちはいかなる役割を担っているのだろうか。またこのような年齢を基礎とした村落秩序にはいかなる民俗的意味があるのだろうか。ひいては「年齢階梯制」と「トウヤ制」および「宮座」との相関性に関しても、検討を試みたいと思う。

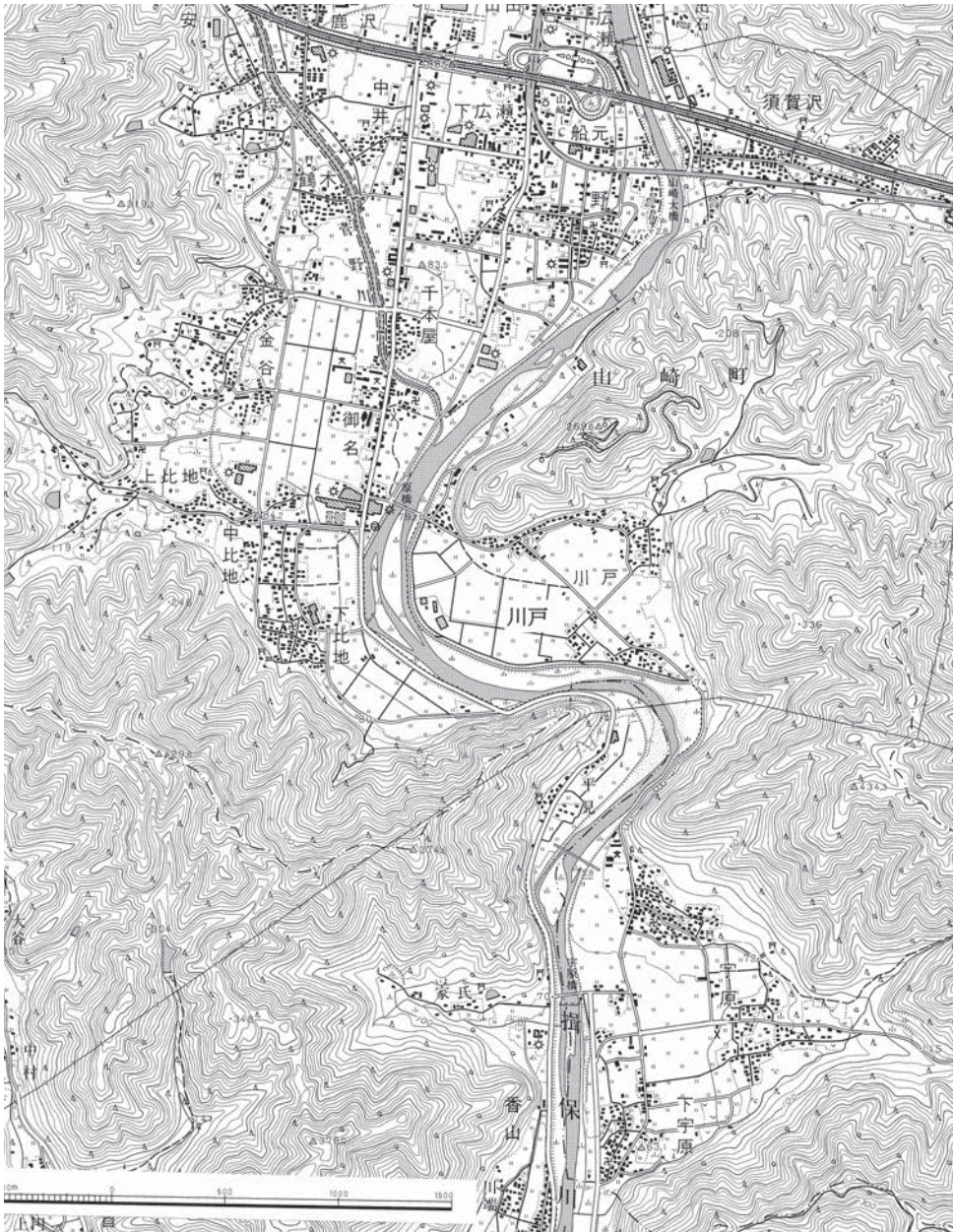
①兵庫県西北播磨地域のトウヤ祭祀

兵庫県西北播磨の村々における神社祭祀の特質は、村組の結合が非常に強固であり、トウヤが家ごとに廻るといふよりは、村組であるリンポ（隣保）を単位として、毎年輪番制でトウグミ（当組）が廻るといふ形態が顕著に見られることである。本節では具体事例として、宍粟市山崎町（旧宍粟郡山崎町）川戸と上比地、同与位とその周辺村落における神社祭祀を取り上げる。

〈事例①〉兵庫県山崎町川戸・上比地

川戸は現在約一四〇戸の村落で、揖保川の左岸に位置する農村である。以前から村人の出入りは比較的少なく、やや閉鎖的なイメージを醸す集落である。氏神は岩田神社で、『兵庫県宍粟郡誌』によれば、明治四一年六月二〇日に大歳神社を合祀したとされる。⁽⁵⁾ 集落内に檀那寺はなく、全戸が城下御名の浄土真宗西光寺の檀家となっている。⁽⁶⁾

川戸では、現在は一組から九組の村組に分かれ、それぞれが氏神である岩田神社の祭祀を担う「当組」の単位となっている。今日では組はリンボ（隣保）とよばれ、戸数はおおむね十二戸から二十戸程度で構成されている。リンボという名称が使われるようになったのは戦時中以降のことで、それ以前はそれぞれの組に固有の名称があった。一組はフナバ（舟場）、二組はニシンジヨ（西所）、三組はナカンジヨ（中所）、四組は



地図① 川戸と上比地周辺図 (25000分の1地形図「安志」 N1-33-20-7-3)

タカミ（高見）、五組はオクジョニシ（奥所西）、六組はオクジョヒガシ（奥所東）、七組はミナミヒガシ（南東）、八組はミナミニシ（南西）、九組はババジョ（馬場所）という。このうち「舟場」は一九五〇年頃から家が増え始めた時期に新たに作られたリンボで、それ以前は、今日の二組が「一組」と称して舟場にあつた家も含んでいた。つまり当時は、今の二組が一組、今の三組が二組というように、計八組で構成されていた。すなわちかつての村組は、西所・中所・高見・奥所西・奥所東・南東・南西・馬場所の計八組であり、これが日常のさまざまな相互扶助とともに、葬式組の機能をも有していた。それぞれの組にゴウチヨウ（郷長）とよばれる代表がいて、それが戦後は隣保長とよばれるようになったという。なお組の名称については次のようなよび方もある。たとえば二組と三組をあわせて「北山」という。このことから今日でも、二組を「西北山」、三組を「中北山」とよぶこともある。また五組と六組をあわせてオクジョ「奥所」、七組と八組をあわせてナンバ「南場」という。

氏神祭祀の単位となる「当組」は、昭和四十二（一九六七）年以後は、九組―八組―七組―六組―五組―四組―三組―二組―一組という順で廻っている。すなわち九年に一度の間隔で当組が廻ってくることになる。しかしそれ以前は、当組は五組に分けられていた。すなわち「馬場所」（現在の九組・馬場所）―「南場」（現在の七組と八組・南東・南西）―「奥所」（現在の五組の東半分と六組・奥所西半分と奥所東）―「北奥」（現在の四組と五組の西側半分・高見と奥所西半分）―「北山」（現在の二組と三組・西所・中所）という順に廻っていた。その当時は五年に一度の間隔で当組が廻っていたことになる。このように、川戸では古くから村内の家々が明確な組分けによって区画され、組（リン

ボ）が日常の相互扶助や葬式組、さらには氏神祭祀の「当組」の単位として機能してきたのである。

各組では、今日では基本的に隣保長・会計・神社仏閣部委員の三種の役割が定められている。しかし氏神祭祀の当組が廻ってくると、トウヤ・アイトウ・カンヌシという役割が追加される。一昔前まではトウヤを務めることは名誉なことだといわれたように、トウヤは一年間の氏神祭祀の中心役となり、すべての祭祀において主要な役割を担う。なお昭和初期の頃までは、トウヤはトウモト（当元）ともよばれていたようである。またアイトウ（相当）はトウヤを補佐するとともに、もしトウヤで不幸があれば交代する役割を担っている。一方カンヌシ（神主）はカミモリ（神守）ともよばれ、氏神の世話役であるとともに、氏神本殿の鍵を預かる役でもあるという。カンヌシは祭祀の時はもちろん、種々の儀礼の際には唯一白装束をつけ、祭祀の執行役を務める重要な役割を担っている。

当組では、たとえば年末には十二月三〇日に当組の者が総出で、門松、



写真① トウヤの家の縁に設けられたオヤシロ（お社）



写真② 夏祭りでのナオライ（左よりトウヤ・アイトウ・カミモリ）

注連縄、お鏡などを準備して氏神を飾る。また大晦日には夜から当組の男たちが氏神に籠もり、境内で一晩中火を焚いて初詣に訪れた人たちにお神酒をふるまう。それ以外の祭礼でも、当組の者はトウヤ、アイトウ、カンヌシが常に中心となって準備から祭祀の執行、後片付けまでのすべてを行っている。特に秋祭りでは、トウヤは九月二〇日に岩田神社から祭神を自宅へ移し、家の縁にオヤシロ（お社）とよばれる仮設の神棚を設けて、秋の例祭当日まで丁重に祀る。

各組とも、基本的にトウヤは当組が当たるごとに組内の各家が輪番で務めることになっており、またアイトウを務めた家が次の当組が廻ってきた時にトウヤを務めるものとされている。その意味では、組内の家々は平等にトウヤを廻すという原則が理念とされている。しかし実際にはこのような規範とは若干異なり、過去数十年間一度もトウヤを経験していない家も若干ではあるが存在する。なお、川戸の当組は秋祭りの終了時に交代することになっている。



写真③ 秋祭りに際してトウヤの家に並べられた供物

昭和以降、今日に至るまでの川戸における当組とトウヤの具体的な回り方について調査した結果、次のような特質が明らかとなった。すなわち当組は、戦後の一時期の例外を除けばほぼ規則的に廻されてきたといえる。またトウヤに関しては、当組が三度廻る間に同一人物が二度にわたってトウヤを受けたという例外も見られるが、過去約八十年間の間に二度のトウヤを受け

た家は三例しか見られず、ほとんど均等に家々を廻っていた様子が見えなかった。またアイトウは、昭和五十年以降の事例しか知ることができなかったが、その中においては、前回の当組でアイトウを務めた者が、次回に当組が廻ってきた時にトウヤを受けるといふ原則がおおむね守られていたことがわかった。このように、長期的に見ればほぼ毎年異なる家がトウヤを務めたことになり、その点では、川戸におけるトウヤは村落内の家々を基本的には平等に廻されていたということができよう。しかし細部において検討すれば、旧家であるにもかかわらず、過去約八十年間に一度もトウヤを務めていない家があるが存在することから、たとえば村人がある一定年齢に達すれば、だれもが等しく長老組織に加入するような年齢階梯的組織が顕著である村落と較べると、家々の対等性・平等性が完全に貫かれていたとはいえない面があることも事実である。

川戸の氏神である岩田神社の年中行事は、「正月」、二月初午の日に「初午」、三月一八日に「弓放し」、五月五日に「夏祭り」、十月十日に「秋祭り」が行われる。このうち秋祭り以外は、トウヤとアイトウが中心となって行われる。三月一八日の「弓放し」では、弓を西の方角に向かって射る。これは、かつて川戸の者が、西の方角に位置する川向こうの上比地に祀られていた岩田神社の神を盗んできたという伝承に由来するものだとされている。今日では上比地・宇原・川戸三村それぞれに岩田神社が祀られているが、昔は川戸も宇原もともに上比地の岩田神社の氏子であった。ある年の秋祭りの時に、運悪く大洪水が起こり、揖保川左岸の二村の氏子たちは祭礼に参加することができなかったので、上比地に対して祭礼の延期を願い出た。しかし上比地ではそれを無視して祭礼を執行してしまった。このことに怒った川戸と宇原の者たちが、水がひくのを待って上比地に行き、談判の結果、両村にも同じように岩田神社を祀るようになったと伝えられている。しかし村に伝わる伝承では、上比地の強硬な

態度に怒った村人たちが、夜中にこっそり上比地の岩田神社から祭神を盗んできたと伝えており、これと同様の伝承が上比地でも、また宇原でも伝えられている。この伝承は、中世後期には今日の上比地・中比地・下比地・川戸・宇原・下宇原はすべて「比地郷」に属していたという歴史に由来するものと思われる。当時の「比地郷」の中心は今日の上比地のあたりであったと思われる。すなわち岩田神社の祭神を盗んだという伝承は、「比地郷」に属した個々の村々が、それぞれ独立してゆく過程で作られた伝承ではないかと想像できる。また「弓放し」では弓を西の方角に向かって射ることについて、先述した上比地から祭神を盗んだゆえに、上比地の者が取り返しにこないように、上比地の方向に向かって弓を射るのだと伝えられている。このように、神盗みの伝承が現在の祭礼の中にまで生きているのは大変興味深い。

ところで上比地は、戸数はかつては約五〇戸であったが、今日では約百戸に増えている。先述のとおり氏神は岩田神社で、氏子は上比地と隣接する中比地、および金谷の一部である。金谷では約三〇戸が岩田神社の氏子で、残りが山崎の八幡神社の氏子となっている。なお、下比地・平見（現新宮町）も元は岩田神社の氏子であったが、いつの時代かに分かれたという。

上比地には、宮ノ前・大歳・神子谷・中・南・三谷の六つのリンポがあり、この順で当組が毎年廻っている。当組内ではくじ引きでトウヤとアイトウを決め、順番に廻している。トウヤは「神棚」とよばれる小さな神祠を一年間祀る。トウヤに不幸があれば、アイトウが代わる事になっている。「神棚」は、かつては山から蔓を取ってきて、それを台にしてその上に置いて祀っていたという。

毎年九月初旬（近年は日曜日）にトウヤ渡しを行う。かつてはトウヤの家で当組の者を招待してご馳走をふるまい、その後トウヤが神棚を抱いて、皆で伊勢音頭を唄いながら次の当組の方向へ歩く。すると次の当

組のトウヤ・アイトウと宮総代の三人が途中まで出迎え、道中で神棚の受け渡しを行ったという。次のトウヤは神棚を抱いて家へ持ち帰り、座敷で祀る。なお岩田神社の行事としては、五月五日の春祭り、十月十五日の秋祭りの二度の行事がトウヤの仕事とされている。

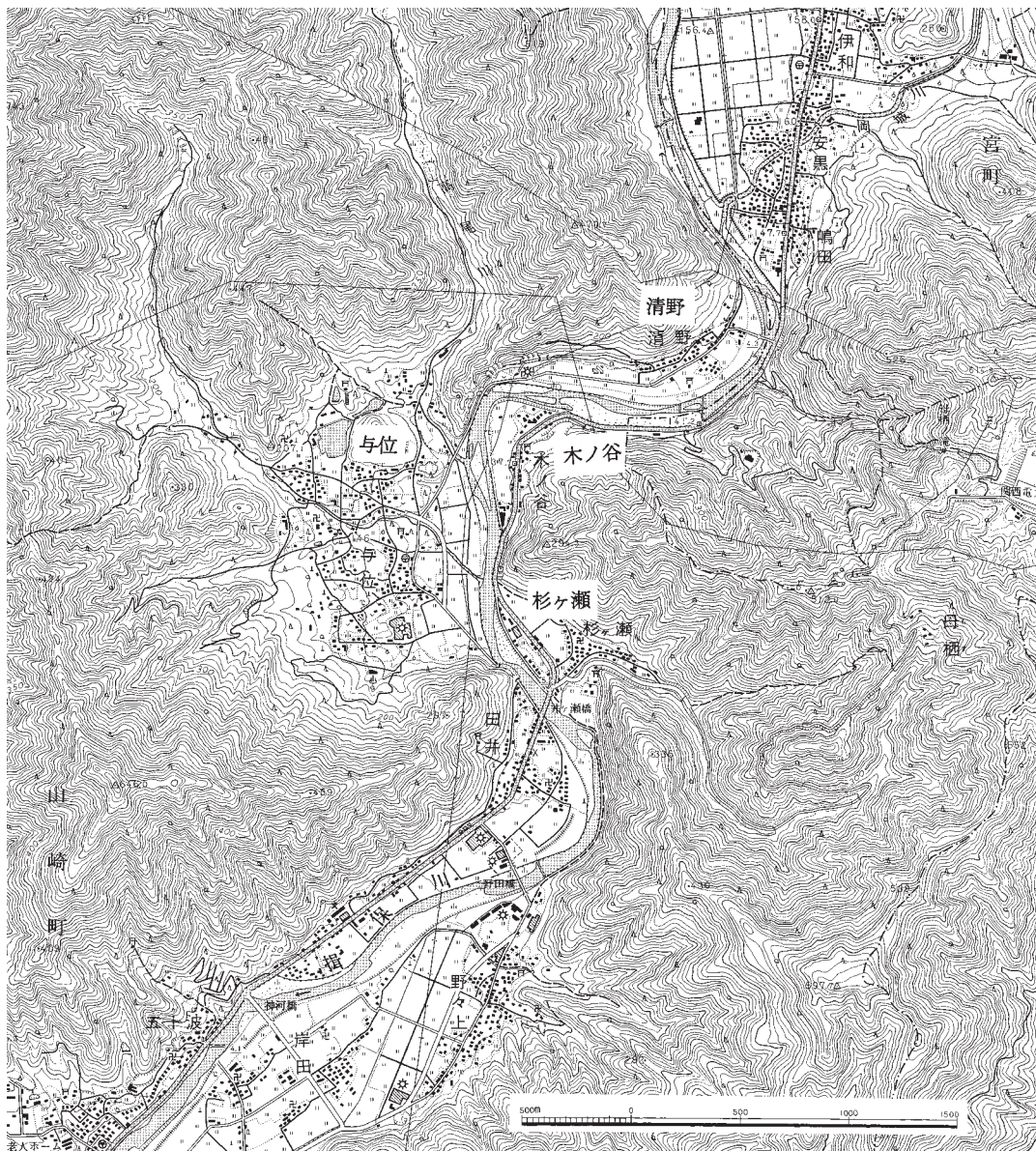
〈事例②〉宍粟市山崎町与位・清野・杉ヶ瀬・木ノ谷

与位は、旧山崎町と旧一宮町との境界に位置する大きな集落で、今日の戸数は約一四〇戸である。与位の氏神は与位神社で、隣接する清野・杉ヶ瀬・木ノ谷もともに与位神社の氏子となっている。与位には他に古くから小勝神社という社があり、『兵庫県宍粟郡誌』によれば、それが明治四二（一九〇九）年に与位神社に合祀されている。⁽⁷⁾与位神社と小勝神社は、中世期より播磨国一宮である伊和神社を加えて「伊和三社」と称されるなど、伊和神社との繋がりが深い。

与位には、南山・頃谷・山花・皆尻・高尾という五つの字がある。南山には第一から第四リンポ、頃谷と山花には第五から第七リンポ、皆尻には第八と第九リンポ、高尾には第十リンポがある。さらに新宅の集合である第十一リンポを加えて、与位には計十一のリンポがあるが、それぞれに固有の名称はない。与位神社の祭祀を行う組織にトウヤドイ（当屋土居）、あるいは単に「ドイ」とよばれる区画がある。南山を「南山ドイ」、頃谷と山花で「頃谷・山花ドイ」、皆尻と高尾で「皆尻・高尾ドイ」という計三つのドイを形成している。なお、第十一隣保の各戸は、それぞれの出目のドイに所属している。南山ドイは六〇戸、頃谷・山花ドイは三〇戸、皆尻・高尾ドイは五〇戸である。祭祀は一年に三回あり、先述のドイの順で一月一日、四月（元は二七日）、十月（元は六日）にトウヤがまわり、そこに与位神社の祭神を移した「ホコラ（祠）」がまわる。その他の三村でも与位と同様に、杉ヶ瀬、木ノ谷、清野の順で、各村落のトウヤにホコラが廻っていく。トウヤはホントウともいい、次期のト

ウヤをアイトウという。トウヤにあればホコラを床の間に祀り、毎朝供物を供える。もし家に不幸があれば、アイトウが喪が明けるまでホコラを預かる事になる。喪が明けるの間に合わなければ、そのままアイトウがトウヤ役を務める。なおトウヤはくじ引きで決める。各地区のトウヤ祭りの直会後に、紙で作ったくじを封筒に入れて皆でそれを引き、二年先のアイトウを決める。基本的にアイトウは翌年にはトウヤを務めることになっている。このように与位では、ドイごとに二年先までのトウヤが決まっていることになる。なお、トウヤは家の戸主の名で受けることになっているという。また与位神社の氏子各村には、トウヤ以外に氏子総代と六人の世話人がいる。総代は一名、世話人は各ドイに一名、つまり与位で三名、清野・杉ヶ瀬・木ノ谷で各一名である。世話人は、それぞれの集落で相談の上選出されるという。

祭りの当日、朝十時に与位神社の宮司がトウヤの家に参り、十二時から与位神社で神事を行い、その後で



地図② 与位周辺図 (25000分の1地形図「山崎」 N1-53-20-64)

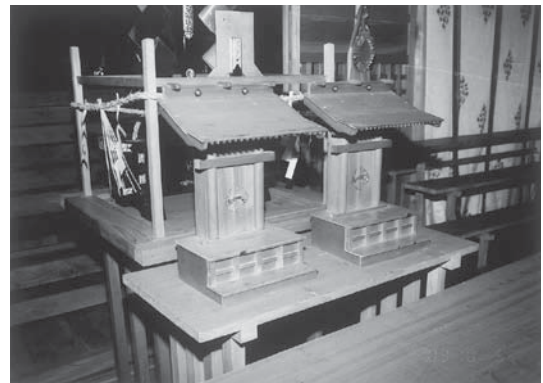
直会を行う。終わればトウヤは一旦宮司にホコラを預け、改めて次のドイのトウヤにホコラを渡す。トウヤの家でのもてなしは、特にトウヤが負担するわけではなく、地区の集金で賄い、酒は土居の人々からホコラへ備えられた供物を用いる。トウヤの持分は供物のみである。

なお、与位神社の同じホコラが二座あり、そのうちの一つは清野・杉ヶ瀬・木ノ谷で祀り、もう一つは与位地区内の三つのドイで祀ることになっている。トウヤ祭祀の月である正月・四月・十月で、各月を担当する地区が決まっている。すなわち、一月は杉ヶ瀬・南山ドイ、四月は木ノ谷・皆尻高尾ドイ、十月が清野・山花頃谷ドイである。二つのホコラは同一地区に重なることはない。つまり一つは杉ヶ瀬↓木ノ谷↓清野と廻り、もう一つは南山ドイ↓皆尻高尾ドイ↓山花頃谷ドイと廻っている。

ところで、上記の与位神社のトウヤ祭祀とは別に、与位地区には「氏神講」とよばれるものが存在する。清野・杉ヶ瀬・木ノ谷にも同一の氏神講がある。形態は与位神社のトウヤ祭祀とほぼ同じであるが、与位神社のトウヤとはまた別の原理でトウヤがまわる。トウヤ宅では氏神講の祭神を一年間祀る。たとえば山花では一月一五日、南山では一月一二日の夕方に、簡単な神事後、皆で般若心経をあげる。午後六時になると「ホコラ」をうけたドイのトウヤの家にドイ内の戸主が参りに来る。なお、氏神講のトウヤも先述と同じくくじ引きにて選出されるという。また「氏神講」では、般若心経を唱えるという仏教的色彩を色濃く帯びていることも興味深い。背景についてさらに調査すべきであるが、この点に関しても資料が残っていないため、詳細は不明である。



写真⑥ トウヤの家で行われる神事



写真④ 与位神社に安置された二座のホコラ



写真⑦ トウヤの家で祀られる二種のホコラ
(左が与位神社、右が氏神講のホコラ)



写真⑤ 与位神社の宮司からトウヤへホコラが渡される

さて、以上のような宍粟市山崎町川戸・上比地、および与位とその周辺村落の「当組制」ともよぶべき神社祭祀の構造について、ひとまずのまとめを試みたい。川戸ではトウヤが村内の家々をほぼ平等に廻されてきたことから、基本的には家々の対等性・平等性を読み取ることができ。川戸では、村落が直接管掌するというレベルにおいての対等性・平等性は「当組」を単位としていえることであり、個々の当組内でいかなる原則によってトウヤを廻すかという点に関しては、必ずしも一貫性が見られるわけではない。この点にこそ「当組制」という村落の構造的特質がうかがえる。たとえば他地域の村落と比較すると、川戸や上比地には、近江湖東地域に見られるような顕著な若者組織も長老組織も存在しない。その意味で、川戸や上比地では年齢階梯的な組織はほとんど発達していないとすることができる。かといって同族組織が機能しているわけではない。また種々の講集団が顕著であるともいえない。これらの集

落において機能しうる社会集団はまさに近隣組織としての「組」だけであるといっても過言ではない。この点は与位などもほぼ同様である。他地域の村落において機能分化した形で存在する種々の社会組織は、川戸・上比地・与位などではほとんど見ることができず、その分、村人のくらしにおける相互扶助的、娯楽的機能のほとんどすべてが「組」に凝縮されていると捉えることができる。このような村落構造原理は、一面において村内の「家」を最大限に独立させ、また同時に「組」以外の集団の形成を適度的に阻止する方向に作用したと考えることができる。その背景には、比較的安定した農業経営と、家の恒久的存続を可能とさせるにふさわしい直系家族を基礎とした長男相続の慣行があったことは十分に想像できる。

なお、与位神社の氏子地域も基本的には川戸や上比地と同様に、家々の対等性・平等性がある程度読み取ることができ、与位神社の氏子

地域に対しては、「氏神講」の存在も含めて、いささか注意を払う必要がある。なぜなら、断片的な資料から推測するに、与位神社の氏子地域には、もしかすると川戸や上比地と比べて比較的遅くまで村内の家格差や階層差が残っていたのかもしれないからである。少なくとも今日のトウヤは、ほぼ平等、対等に機能していると思われるが、以前からそうであったかどうかは不明である。史料が現存しないために詳細は不明だが、この問題については、今後は伊和神社関連の史料などからも詳しく検討を加えてゆく必要がある。

② 滋賀県湖東地域のトウヤ祭祀

滋賀県湖東地域には、現在でも多くの村にいわゆる宮座が存在し、またカンヌシ（神主）やシャモリ（社守）などよばれるトウヤが氏神の世話役を担う慣習が色濃く残っている。本節では、東近江市の旧愛東町に属した小倉と平尾という二地域の宮座とトウヤ制について取り上げる。特にミヤノトウとよばれる座入りの儀礼と、カンヌシとよばれる、いわゆる輪番制の神役に関して、両地域における共通性と差異性に焦点をあてて考えてみたい。

〈事例③〉東近江市小倉（旧愛知郡愛東町小倉）

小倉は愛知川の右岸に位置する集落である。現在の戸数は八〇戸、人口は三七〇人である。宮畑巳年生の報告によれば、一九六二年には戸数九〇戸、人口三九〇人とあるので、過去数十年の間にやや人口の減少は見られるものの、大きな変化はなかったものと思われる。⁸⁾氏神は豊満神社であり、寺院は浄土真宗本願寺派に属する宝泉寺があり、少数の例外を除いて、村人はその檀家となっている。

豊満神社には、かつて東座と西座という二つの宮座が存在したが、昭

和四八（一九七三）年からは東西の座がまとまって一つの座となっている。それ以前は、東・西両座から五人ずつが出て、あわせてミヤシユウ（宮衆）を形成していた。またこれは「十人衆」ともよばれた。宮衆には毎年一月に行われるミヤノトウ（宮の当）とよばれる座入りの行事を経験した者が、年齢順に両座交代で毎年一人ずつ加入することになっており、宮衆になった年から数えて八年目に「前カンヌシ」、九年目に「カンヌシ（神主）」、十年目に「フルトウ（古当）」という当役を務め、それを終えると宮衆から抜けることになっていた。また宮衆には夫婦そろっていなければならないことができず、もし宮衆に加入してから妻が死亡すれば、その時点で脱退せねばならなかったという。宮衆の中でもカンヌシはもつとも重く、また大切な役割であると認識され、これを務めることは村人として名誉なことであったという。

そもそも東西二つの座は家によって固定されており、基本的に座を移動することはありえなかったといわれている。そのために、時間の推移の中で自然に両座の構成人数に差が生じ、ミヤノトウを務める年齢に大きな差が生じたことが契機となり、両座の区別をなくして一つにまとめることになったといわれている。一九七九年の報告によれば、当時西座では二〇歳でミヤノトウを務めているが、東座では三八歳になってもミヤノトウが廻つてこないといい、その背景には東座の構成戸は四五戸確認できるが、西座は三三戸で、不明が一四戸であったというから、戸数的にも明らかに東座の方が多かったことがわかる。⁹⁾ミヤノトウは基本的には年齢順に務めるので、構成員が多い座ではその順番がなかなか廻つてこないということになる。またミヤノトウを務めた年齢が、そのまま宮衆への加入年齢に繋がるため、カンヌシを務めるのも西座は早く、東座は相当遅くなることになる。

両座が存在した頃は、ミヤノトウはそれぞれの座に属する家の戸主か跡取りの長男に限られていた。正月五日が本日であるが、三日から当人

の家に親戚が集まり、餅の準備をした。五日の日はくじで決めておいた順に東西両座の当人と親戚の代表が袴姿で正装して氏神の豊満神社に参拝する。神事の後に社務所で「神座敷」とよばれる儀礼が行われる。このときは正座にカンヌシ、下座へ向かって両側に東西の宮衆一人ずつ、両座の前年ミヤノトウを務めた者（オクリド・送り人）、来年ミヤノトウを受ける者（ムカエド・迎え人）、再来年受ける者（タンジヨウニン・誕生人）の順にすわる。そしてミヤノトウを務める両座の二人が列席者に酌をしてゆく。かつての報告によれば、この神座敷の儀礼は昭和三五（一九六〇）年までは、東西両座の当人の家で行われていたといい、その頃は両座の使いの交換があり、お互いに酒を勧め合って大変な行事であったという。¹⁰⁾また当時は、当人の家ではミヤノトウを経験した村人全員に金五円（戦前は五銭）を配っていたといい、ミヤノトウを務める家は、経済的にも大きな負担であったことがわかる。ミヤノトウを務めた者は「モロト名簿」に名が記され、その順に宮衆への加入が廻ってくることになる。

両座が合体してからは一月三日に餅つきからミヤノトウの儀礼まですべて行ってしまう。また「神座敷」という名称もほとんど使用されなくなったようだが、それでもオクリド・ムカエド・タンジヨウニンが席に着くというしきたりは守られている。

宮衆に加入してやがて順番が廻ってくると、カンヌシを務めることになる。先述したように、カンヌシは夫婦がそろっている者しか務めることができないとされているため、予想より早く廻ってくることもある。かつての報告では、東座では六〇歳から六五歳頃、西座では五五歳から六〇歳頃とされているが、昭和元（一九二六）年から昭和五七（一九八二）年までで、もつとも若年のカンヌシは西座の四七歳、逆にもつとも年長のカンヌシは東座の六三歳である。平均年齢は五七歳であるというから、ここでも東西両座で年齢に相当の開きがあることがわかる。¹¹⁾

翌年にカンヌシを務める者は、「前カンヌシ」とよばれる。カンヌシの交代は三月三〇日と決まっております。両座が分かれていた頃は、その七日前の三月二三日から大変厳しい「行」をしなければならなかった。この期間は精進料理だけを食べ、その時のカンヌシ以外とはだれとも言葉を交わすことも許されず、日没後に水垢離をして体を清め、村はずれの御旅所付近に作られた「行場」で水を被ってから氏神に参拝するということを繰り返さなければならなかった。こうして三〇日になると、「行上がり」と称して家の土間に竈を作って神事を執り行い、その後ミコ（市女）の誘導により、豊満神社でカンヌシの引継ぎ式が行われ、ようやく新しいカンヌシが誕生する。またそれまでのカンヌシはその役を終え、以後はフルトウになる。この日には新旧両カンヌシと市女、次の前カンヌシの四人がカンヌシ宅で祝いの膳につく。これを「ユブク（湯ぶく）」という。カンヌシはこの日から精進ではなくなり、これで行が終わるとされている。なおかつての報告では、戦前はユブクの祝いには宮衆全員と村の役員たちも招待し、親類も大勢集まって盛んな宴を張ったと記されており、以前は相当派手で費用が必要な祝い事であったことが想像できる。¹³なお近年は行の期間がだんだん短縮され、昭和一一（一九三六）年には二日間であったのが、昭和三九（一九六四）年には七日間、昭和四五（一九七〇）年には三日間となったという。¹⁴

カンヌシになると、一年間精進潔斎を重ねて氏神の世話に専念しなければならぬ。たとえば、カンヌシの間は夫婦関係も断たねばならなかったという。またカンヌシの家で不幸があった場合、死者がカンヌシの親や兄弟であった場合は、一旦中断して、四九日間はカンヌシ役をフルトウに代わってもらい、また復活することができるが、もしカンヌシの妻が死亡した場合は、カンヌシ役を完全に中止し、さらに宮衆からも脱退せねばならなかった。

カンヌシは、かつては毎日未明に水垢離をとって氏神に参ったという

が、近年は簡素化されている。また毎月一日・一六日・二八日を「御供日」といい、カンヌシはこの日に氏子から届けられた白米を氏神に供え、月に一度、お下がりすべての氏子に配っていたというが、近年は月初めの一回だけとなった。神社の行事の詳細については省略するが、毎月の行事にカンヌシは必ず中心的な役を務めなければならなかったために、かつては相当忙しかったという。なお豊満神社の大祭は四月十日であるが、近年は四月十日に近い日曜日に行われている。

三月に「春日祭」とよばれる祭りがある。これは豊満神社に合祀されている春日神社の祭りであり、今日では豊満神社と合同の祭りとなっている。春日祭は、古くは三月申の日に行われていたというが、近年は最終日曜日とされている。前日の宵宮の昼に、宮衆のうち年齢が若い者七人がカンヌシ宅に集まり、チマキなどの供物を作る。そして夕刻にカンヌシと宮衆は氏神に参り、チマキをはじめとする御神酒やその他の御供を供え、その後豊満神社から少し離れた御旅所まで渡御する。かつては二メートルほどの榊の枝に御幣をつけたものをミコシとよび、子ども頭、あるいはミコシカキともよばれる数え一四歳の三人の男児がミコシをもって渡御していた。翌日の本日は早朝の六時頃に卯の刻渡りと称して、宵宮と同様のミコシの渡御が行われたという。なお四月初旬の豊満神社の大祭でも、春日祭と同様に榊の渡御が行われた。

〈事例④〉東近江市平尾（旧愛知郡愛東町平尾）

平尾は小倉の北に隣接する、現在の戸数六一戸、人口二三四人の集落である。氏神は北野神社で、織田信長の家臣であった平尾平介が京都の北野天満宮から勧請したとの伝承を有する神社である。平尾という村名も、平尾平介の名が起りだと伝えられている。寺院は集落の北東の山中腹に浄土宗東光寺があり、例外を除いてほとんどの家がその檀家となっている。

平尾では、氏子の男子の中から生年月日の順にカンヌシ（アザガヌヌシ・字神主あるいはシヤモリ・社守ともいう）が廻ってくる。これは一年間氏神の北野神社に仕える重要な役割であるとされている。近年の例では、四〇歳代後半から五〇歳代前半の頃に廻ってくる者が多いといわれている。同



写真⑧ カンヌシの家の庭に設けられた「行場」



写真⑨ 「行場」の内部

者が先に務めることになる。任期は三月二五日の氏神大祭の前日の二四日から一年間とされている。カンヌシを務める前年の者は、「前役」あるいは「見習い者」といい、一年間カンヌシの者を補佐し、その仕事を覚える。またカンヌシを終えた後の一年は、「後役」あるいは「アトカンヌシ」といい、この年も経験者として次のカンヌシを補佐することになっている。すなわちカンヌシ役を挟んで三年間は、氏神の世話役として務めることになっているのである。

アトカンヌシを務め終えると、ミヤシに加入することになる。ミヤシは「宮衆」が訛ったものと考えられる。またミヤシは終身制で、氏子の中で指導的な役割を果たすといわれている。現在平尾には三〇数名のミヤシが存在するという。またミヤシの中の若年の七人をワカイシ（若衆）いい、この七人にアトカンヌシ、カンヌシ、見習い者を加えた、十名を「十人衆」と称しているが、古くはこのような名称はなかったといわれ、比較的新しい表現ではないかと思われる。なお、村の力仕事は十人衆の役割であるといわれており、その意味からも、十人衆は決して名誉職ではなく、実働部隊としての役割が課せられていると考えられる。

カンヌシになると、毎月定期的に氏神へ参拝しなくてはならない。そ

れは、月初めの早朝、一六日の昼、二四日の夕刻、二五日の早朝、晦日の夜と決められている。なおこれは見習い者もいっしょに参拝しなければならない。三月に行われる春祭で新旧のカンヌシの交代がある。見習い者には、交代の三週間前から「行」と呼ばれる儀礼を行うことが義務付けられている。「行」は春祭の三週間前、すなわち三月上旬から始まる。この日から春の大祭までの間に計二十一回、氏神の北野神社に参拝することになっており、これを一般に「行」とよんでいる。毎日深夜二時頃、白装束に着替えて、まず自宅の庭に設けられた「行場」において水垢離をし、その後氏神へ参拝する。参拝中には誰にもその姿を見られてはならないといわれ、もし姿を見られた場合には、もう一度自宅に戻りやり直しとなる。ゆえに、先に親族が先払いをしてから行うという。また氏神への参拝方法は厳しい規定が設けられている。参拝回数は一週間に七回が上限であり、さらに一週目は、一日に一回のみ参拝することができる。二週目は一日二回、三週目は一日三回参拝することができる。つまり参拝は、一週間目は七日間毎日参らなければならないが、二週目は最低四日、三週目は最低三日で終えることが可能となる。また参拝を行う場所も決まっており、一週目は神社の鳥居の前まで、二週目は参道の石段ま

で、三週目は拝殿まで進むことができる。それぞれの場所において「荒行の詞」を奏上するという。またカンヌシは四足を食べることと、女性と交わることが禁じられているために、カンヌシを務める一年間は、鶏肉ばかり食べているという。また、カンヌシを終えた後にできた子どもを「カンヌシノコ」とよぶという。

以上のような滋賀県湖東地域の宮座とトウヤ祭祀について、ひとまずのまとめを試みたい。第一に、小倉ではミヤノトウという一種の座入り儀礼が見られるが、平尾ではこれに相当する儀礼は見られない。それはなぜなのだろうか。少なくともこの二村落においては、小倉ではかつて東座・西座という明確な座が存在したが、平尾ではこのような座の存在は確認できない。もしかするとミヤノトウは、小倉のような明確な座が存在する場合において必要な儀礼だったのかもしれないと考えられる。重要な意味を有する問題であるが、詳細は後段の「むすび」において考察したいと思う。

第二に、カンヌシと宮衆の立場と位置づけについて考えてみたい。小倉では、先述したように宮衆に加入して八年という年月を経て、はじめカンヌシ役につくことができる。その後一年のフルトウを経て、以後は基本的には宮衆から抜けることになる。一方、平尾ではカンヌシを経験することによって、ようやくミヤシに加入することができるのであり、ミヤシは終身制とされている。このような差異は何に起因するのだろうか。またこのような差異についていかに考えるべきなのだろうか。重要な問題だと思うが、この点も詳細は「むすび」において検討を試みたいと思う。

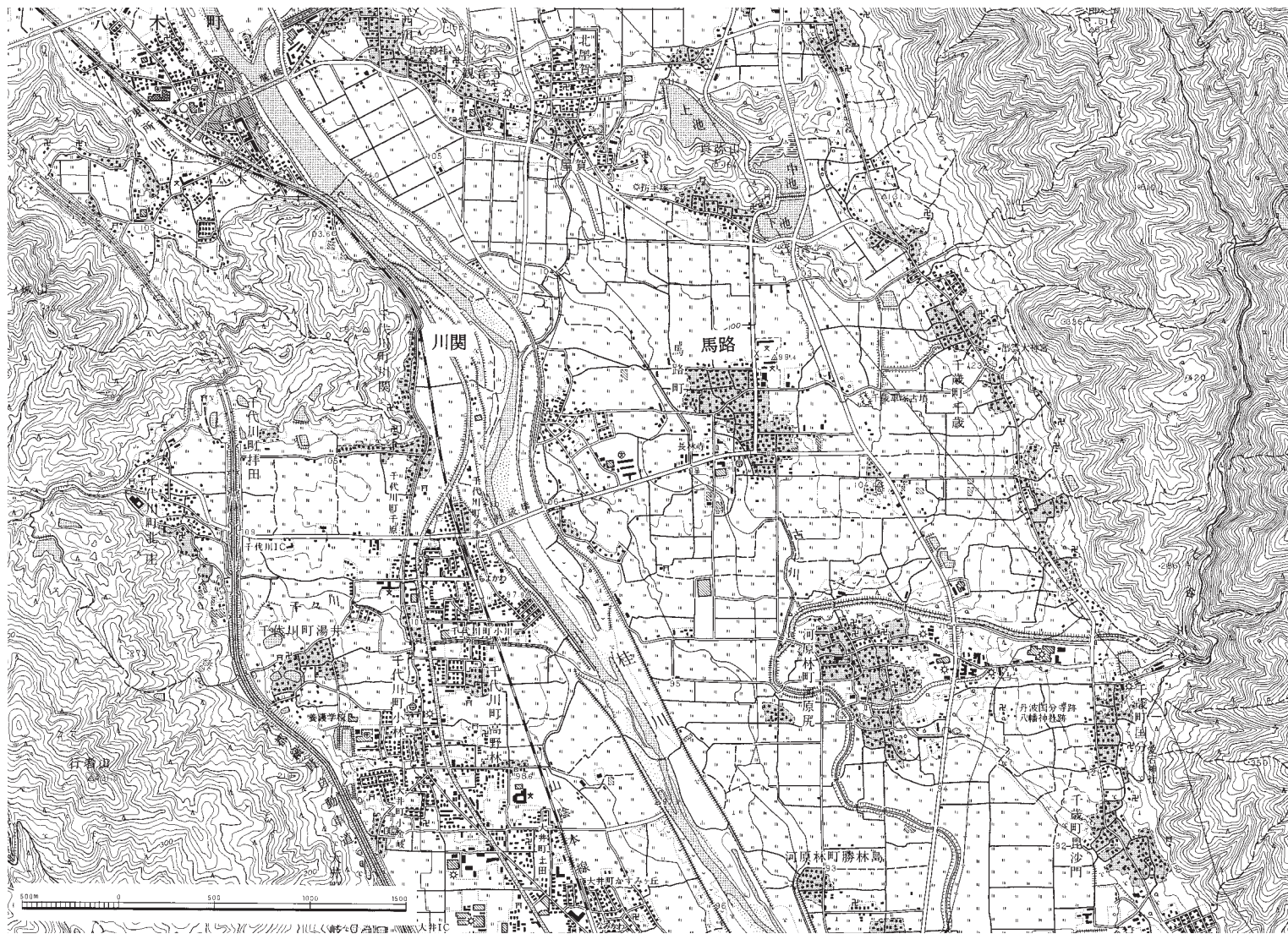
③ 京都府口丹波地域のトウヤ祭祀

本節では、西播磨地域の「当組制」とも、また近江湖東地域のトウヤ制ともいささか性格を異にする、京都府口丹波地域（丹波南部地域）の事例を取り上げる。口丹波地域の大きな特質は、「カブ（株）」と称される、いわゆる同族結合がきわめて強固であり、村落の生活全般において、カブによる家々の結合が顕著に見られることである。よってこれらの地域では、神社祭祀においてもカブがその単位となるようなケースが多く見られる。具体事例として、京都府亀岡市川関のミヤノトウとキョウトウとよばれるトウヤ制について、また、もともと同族結合が強固な同市馬路の事例を取り上げることにする。

〈事例⑤〉亀岡市川関

川関は亀岡市の最北端に位置し、旧山陰道に沿って南北に細長く広がる集落である。北は南丹市（旧船井郡八木町）に、南は亀岡市千代川町千原と接し、集落のすぐ東側に山陰本線が走る。集落の西側は山が覆い、また鉄道の東側に田が開けており、そのすぐ脇を大堰川が流れている。現在の川関の戸数は四三戸であるが、ごく少数の例外を除けばすべてY G姓で、その意味で川関はほぼ完全な同姓村落である⁽¹⁵⁾。

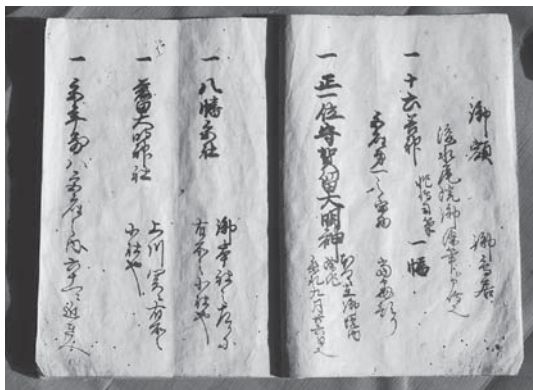
川関には村の氏神として宮垣神社があり、ミヤノトウとキョウトウとよばれる行事が古くから行われている。毎年一月三日に行なわれるミヤノトウは、十二才か十三才になる男子が年齢順に二人ずつ神社の当役を務めるもので、これは座入りを兼ねた、一種の成人儀礼に相当する行事である。またミヤノトウを経験しやがて家の戸主になると、年齢順にキョウトウ（経の当）とよばれる当役が廻ってくる。キョウトウを経験すると、やがてミヤトシヨリ（宮年寄）を務めることになる。宮年寄はいわゆる神社祭祀をめぐる最高責任者で、かつてはこの役を務めることは名譽なことであった。このように、川関の男性は、ミヤノトウ、キョウトウ、宮年寄を順次経験することによって、村人としての生涯を全



地図④ 川関と馬路周辺図 (25000分の1地形図「亀岡」 N1-53-14-6-4)



写真⑩ 川関の宮年寄



写真⑪ 川関に伝わる『規録帳』

うしてゆくのである。

宮垣神社では一月三日にミヤノトウが行われる。先述のように、これは十二才か十三才になる男子が年齢順に二人ずつ神社の当役を務めるもので、かつてはこれを済ますと拜殿に上がる資格が得られたという。川関のミヤノトウには具体的な仕事や禁忌伝承は見られず、いうならば名ばかりの当役である。ただかつては、ミヤノトウを務める時には、羽織りを着て村中を「ミヤノトウを務めさせてもらいます」といいながらあいさつをして廻ったという。ミヤノトウの経験者で家の戸主になると、だいたい五〇才前後に、年齢順にキョウノトウとよばれる当役が廻ってくる。これは近年では一月一日の行事であり、二人が一組となつて、その年の当役をホンバンといい、翌年の者をアイトウという。この二人にも決まった役割が課せられるわけではないが、川関の住人として生涯を全うするためには、いつかは必ず務めなければならない役であり、また次に廻ってくる宮年寄になる資格を得るという意味において大変重要で

あった。ゆえに昭和十年代頃までは、キョウノトウを務めた者は、自家に全戸の主人を招いて本膳でもてなしたという。なお、川関には文化三(一八〇六)年に記されたと伝えられている『規録帳』という古文書が残されており、そこには当時は一月十日にキョウノトウが行なわれていたと記されている。またこの時には神前に「十六善神」の掛軸を掛け、社僧すなわち僧侶が来て大般若経の転読を行なっていたようである。このように、キョウノトウの「経」は「大般若経」を指し、この行事は、本来は仏式にて行なわれていた行事であったことがわかる。

キョウノトウを経験すると、やがて宮年寄を務めることになる。宮年寄は年齢順に三人が一組となり、初年目の者はアイトウあるいはミナライ、二年目の者をリンバンあるいはホンバン、三年目の者をトシヨリとよぶ。このうちすべての仕事はリンバンが中心となり、他の二名はその補佐役を担う。このように、現在では宮年寄は三年任期と決められているが、昭和三七(一九六二)年の規約改正以前は、後任の宮年寄になる者がいない場合は、六〇才まで何年でも務めなければならなかった。ゆえに長い場合は、十年以上も宮年寄を務めた者もいたという。宮年寄の仕事は、毎月一日の月次祭や例祭の供物の準備から、境内の掃除、注連縄作りなど神社に関するすべての仕事を担当することである。かつては、宮年寄は村内で大きな権限を有していたようで、それだけにこの役を務めることは大変名誉なことであったという。このように、川関の男性はミヤノトウをはじめとして、やがてキョウノトウを務め、さらに宮年寄になるというように、世代を重ねるごとに村人としての役割を順次務め上げてゆき、六〇才を契機として一切の公的な役割から免除されるのである。なお宮年寄に関しては、先にも紹介した『規録帳』に「宮年寄ハ、宮座内之内六十一二近き人三人年寄役を相勤也、六十一歳之冬切二役を次江譲り、隠居する事古例也(後略)」という記

載があることから、近世より神社の世話役として三人の宮年寄がおかれ、その役は数えの六一才の冬をもって次の者に譲って隠居することが慣例とされてきたことがわかる。

〈事例⑥〉亀岡市馬路

馬路は大堰川の左岸の平野部に位置し、戸数三百戸を越える大きな村落である。馬路では、HM・NG・KH・NZ・HTの五姓の家々が全戸数の大半を占め、そのうちHMとNGはあわせて「両苗」といわれ、いわゆる近世の郷土層の家筋であるといわれている。またKHは百姓身分、NZは開発根元百姓の家筋であるといわれ、これらのカブではHT姓を除いて、今日でも独自の祭祀対象を祀る、いわゆる同族祭祀を行っている。またこのようにカブの結合が強固であったために、馬路では村全体の氏神に相当する祭祀対象は存在しない¹⁶⁾。

HMカブとNGカブはそれぞれ祖霊社を祀り、毎年同日に、別々に共同の祭祀を行っている。ここでは、冬頭と春頭という年に二度の祭祀が行われる。古くは旧暦十一月戌亥の日が冬頭、旧暦一月辰巳の日が春頭とされ、いわゆる山の神祭りとして行われていたが、今日では十月と四月のそれぞれ一五日に行われている。祭りの前日に、「六人衆」とよばれる六人の終身制の長老と、冬、春それぞれのトウニン（頭人）の者が集まって注連縄と御幣を作り、祖霊社を飾る。ところで両カブでは、男子が誕生すると、生まれた年月日の順に「衆座帳」と称する名簿に名前を登録する。これはカブの正式な構成員になったことを示すものであり、その子がやがて元服すると、登録された順にトウニンを務めることになっており、形式的には六人衆が指名する形をとる。これを「トウザシ（頭指し）」とよぶ。またKHカブでは、蔵王さんとよばれる祭祀対象を有し、十二月十日と一月十日に「十日の頭」と称する祭祀が行われるなど、それぞれのカブごとに、一年の決まった日に同族だけの祭祀が行わ

れている。

ところで馬路におけるカブの構成員は、基本的には同姓の本分家関係にある家々によって構成されるといわれているが、実際には、往々にしてそうではない家が含まれており、また本分家関係にあるとされている家々でも、その系譜関係は曖昧な場合が多い。馬路は亀岡市の中でもカブの紐帯が特に顕著であり、またカブ間における経済的格差が大きかったこともあって、他の集落ほどカブ内部の家の移動は少なかったようだが、亀岡市の村落では、おおむね、近世から近代に至る過程の中で、「入りカブ」と称して、もともと他のカブの構成戸であったり、どのカブにも属していなかったような家が、どこかのカブに加えてもらうという例や、「寄せカブ」と称して、構成戸が少ないなどの理由で複数のカブが合体する例が頻繁に見られることから、カブは決して純粋な系譜関係に基づいた家々の集団ではないことは明らかである。

なお亀岡市とその周辺地域の集落では、カブとはまったく別に、村内のすべての家は地縁に基づいていくつかの組に分けられており、この組が葬式を取り仕切るとともに、日常生活における様々な相互扶助の役割を果たしている。ただ馬路のようにカブ結合が強固で、かつカブ間の経済的格差が大きかったような村では、かつてはカブが葬式組の役割を担っていたといわれており、ここでは生活全般において、カブによる家々の結合が特に顕著であったものと思われる。

以上の二事例を見る限り、少なくとも口丹波地域は他の地域とは若干異なり、あくまでも家々の結集がカブに求められ、また神社祭祀もカブを基盤として展開してきたといえる。カブ内では本分家家の格差はあるにせよ、それ以上にあくまでもその家がどのカブに属するかが重要であった。特に亀岡市とその周辺地域は京都や大阪に近く、古くから人の出入りが頻繁に行われた地域であったがゆえの結果かもしれない。また

近世から明治期にかけては、土地持ち百姓と水呑百姓という単純な階層差のみならず、武士層や郷土層といった様々な階層の者たちが村内に混在しながら村落運営がなされてきたことに起因するのかもしれない。いずれにしても、丹波の人々は自分たちの家が本家筋であるか分家筋であるかという区別以上に、帰属するカブがどこなのかを問題にしてきた。村内で、あるいは周辺村落との交際の中で、自分たちの家がどこのカブに所属するかが、個人の立場を最終的に決定する主要素となったからであろう。その意味で口丹波の村落においては、「家格」よりも「カブ格」が重要であったといえる。よって、このような特質を有する神社祭祀の形態は、「カブ結合を基盤とした特殊なトウヤ祭祀」とでもよぶべきであろう。

むすび

これまで兵庫県西北播磨地域、滋賀県湖東地域、京都府口丹波地域におけるトウヤ祭祀の具体事例について紹介してきた。ここでは諸事例を振り返りながら、冒頭で示した四点の視座を中心に、総括的な考察と分析を試みたい。

まず第一の視座である、村組の結合が非常に強固であり、トウヤが村組であるリンポを単位として、毎年輪番制で当組が廻るといふ祭祀のあり方を、従来の「トウヤ制」と同じ枠組みにおいて捉えてよいかどうかという問題について考えてみたい。

事例で紹介した川戸や与位などの村落では、先述したように、基本的にはトウヤが村内の家々をほぼ平等に廻されてきたことから、家々の対等性や平等性がうかがえる。しかしそれは「家」のレベルというよりは、「組」のレベルとして考えた時により顕著にうかがえることから、これらの村落では、対等性や平等性は「組」を単位としていえることであり、

個々の組内でいかなる原則によってトウヤを廻すかという点に関しては、必ずしも一貫性が見られるわけではない。この点こそが、特に「当組制」とよぶべき村落の構造的性質であることは間違いないだろう。このように、「当組制」とよぶべき村落には独自の構造的性質が見られるが、神社祭祀や家をめぐる民俗的構造において、たとえば毎年一軒の家がトウヤに選ばれ、その家の戸主が中心となって一年間の神社祭祀が遂行されるという点では、一般的な「トウヤ制」村落と質的に異なるわけではない。「当組制」村落では、村落と家の中間に「組」が大きな存在として介在するという点において他地域といささか異質であるというのみで、基本構造においては同じであると考えらるべきであろう。よって結論的には、「当組制」とは、家と比べて、特に「組」の存在や役割が顕著に見られるような、「トウヤ制」の特殊な一形態であるということができらるだろう。

次に第二の視座である、ミヤノトウヤやキョウノトウなどの座入りの儀礼の民俗的意味と、その社会的背景について考えてみたい。

先に紹介してきた諸事例の中で、何らかの座入り儀礼が見られるのは、近江湖東地域の小倉と、口丹波地域の川関、馬路であり、兵庫県西北播磨地域の村々では一切見ることができない。このような差異の背景についていかに考えるべきであろうか。たとえば川関を例として考えてみると、ミヤノトウとは、基本的には神社祭祀の世話役を指すが、具体的な仕事に関しては曖昧であり、明確な役割が定められているわけではない。どちらかという点、当役を受けることに意味があると考えられる。またキョウノトウもその意味では同様である。ミヤノトウは明らかに座への加入儀礼であり、年齢順に廻ることが通例とされている。またミヤノトウやキョウノトウを務めることは村人として名誉なことであり、当該村落の構成員として生涯を全うするための重要な通過儀礼であるともいえる。この点は近江湖東地域においても同様である。すなわちミヤノトウ

やキョウトウなどとよばれる儀礼は、座に加入し、また宮年寄やカンヌシなどの祭祀における中心的役割を担う当役に就任する資格を得る者を特化し、それを周囲に広く知らしめるとともに、本人たちの自覚をも促すための儀礼であったと考えることができる。換言すれば、一般に株座のような、村内においてある特定の家の者のみに座の権利が付与されているような宮座、あるいは株座ではなくとも、座そのものの枠組みとメンバーシップが明確な状況下において、入座者の確認と披露を目的として行われてきた儀礼ではないかと思われるのである。このように考えると、近江湖東の二事例では、小倉ではかつて東座・西座というはっきりとした座が存在した。だからこそ入座儀礼としてのミヤノトウが必要とされたのである。それに対して平尾では明確な座の存在は聞かれない。古い時代には宮座が存在し、当時はミヤノトウに相当する入座儀礼が行われたのかもしれないが、少なくとも現在ではそのような痕跡を見出すことはできない。平尾では、村のすべての男子は自動的に座に加入することが保証されているのであり、ここではミヤノトウのような入座儀礼をあえて行う必要がなかったのではないかと考えることができる。

また川関では、先述したように、過去においてはある特別な家の者だけが神社祭祀における権限を独占していたのであり、決して平等といえるような状況ではなかった。今日のような祭祀形態が整えられたのはごく最近のことである。その意味においては、川関のミヤノトウやキョウトウは今日でこそ村内で平等に廻されているが、かつてはYGカブに所属する者だけに与えられた特権であった。戦後には、川関の同族座は村人すべてに開放されて村座となったが、以前からのミヤノトウやキョウトウという座入り、あるいは宮年寄になるための儀礼が形式的に残り、現在まで続けられているのである。

さらに馬路においても、基本的には川関と同様であると考えられる。すなわち馬路では、HMカブとNGカブはそれぞれ祖霊社の祭祀におい

て、毎年冬と春の二度、「衆座帳」の記載順に頭指しが行われ、トウニンが選ばれる。これが川関のミヤノトウに相当する当役である。これもやはり座入りを意味する儀礼であり、将来六人衆に加入する資格を確認し、またそれを周囲に広報する意味があったものと考えられる。これも過去の川関と同様に、馬路では現在も複数のカブが並存してそれぞれ別々に祭祀が営まれているがゆえに、どうしても必要な儀礼だったのである。

次に第三の視座である、トウヤの性格とその具体的役割について考えてみたい。トウヤを指す名称は、「トウヤ」「カンヌシ」「シヤモリ」「ミヤノトウ」「トウニン」など地域や村落によってまちまちである。また西北播磨地域のトウヤは、あくまでも氏神の祭祀の世話役的な意味合いが濃厚だが、近江湖東地域のカンヌシは、祭りにおける祭祀を司り、かつ日常生活においても数々の禁忌が課せられるなど、当役の性格もずいぶん異質である。この問題は、かつて関沢まゆみが提起した課題でもある⁽¹⁷⁾。関沢が指摘するように、トウヤが氏神の祭祀における神事の催行から饗饌などの宗教行為を実践する例があり、そのような場合には、トウヤ本人に対して食や性行為を中心とした厳しい禁忌が課せられる場合が多い。一方、実際の祭祀では専門の神職がすべてを取り切り、トウヤはその準備と当日の補助役を務めるのみという例もある。このような場合には、先のような厳しい禁忌が課せられることは稀である。このように、同じトウヤでもその役割と性格がずいぶん異なる例は現実に多く見られる。本稿で紹介した事例の中では、たとえば前者のトウヤに相当するのは近江湖東地域のカンヌシであるし、後者に相当するのは西北播磨地域のトウヤや川関のミヤノトウ、あるいは宮年寄であるといえるだろう。しかし、西北播磨地域のトウヤも氏神の分霊ともいえるホコラを自家に預かり、決められた日には祭祀を実践するのだから、決して宗教的役割を有しないわけではない。このように考えると、二種のトウヤの性

格を、名称からも役割からも、明確に区別することは困難ではないかと思われる。関沢まゆみは機能的な面から両者を区別し、宗教的役割を担う当役と、祭りの世話役的な世俗的役割を担う当役の類型化を試みているが、前者の役割は基本的に長老衆が吸収していったと捉えることによって、結果的にはこの類型論は無意味なものとなってしまっている⁽¹⁸⁾。宗教的役割を担う当役がすべて長老に託されているわけではないことは種々の事例を見れば自明であるが、ただ近江においては、当役をカンヌシなどとよび、氏神祭祀における比較的重要な宗教的行為を担わせる例が比較的多く、そのような当役を長老が務めるといって例が他地域と比べると顕著であることは確かだろう。また当役であるカンヌシに厳しい禁忌が課せられるという例も、近江湖東から湖南地域に多く見られることも確かである。いずれにしても、カンヌシやトウヤなどの当役の役割や性格は、個々の村落の成り立ちからさまざまな地理的環境、および歴史の変遷の中で形成され、またたびたび変転してきたであろうことは想像に難くない。

次に第四の視座である、宮衆や宮年寄、あるいは十人衆などとよばれる、いわゆる長老組織の民俗的意味について考えてみたい。この問題は、先の第三の視座で取り上げた問題とも関連する課題である。先に紹介した諸事例の中で、長老組織とよびうる組織が見られるのは近江湖東地域の小倉の宮衆と平尾のミヤシ、さらに京都府口丹波地域の川関の宮年寄と馬路の六人衆であり、西北播磨地域にはこのような長老組織は存在しない。よってここでは近江湖東の二集落と亀岡市川関の事例を中心に、長老組織の意味と役割について考えてみよう。湖東地域の事例では、カンヌシと宮衆との関係に留意する必要がある。というのは、たとえば小倉では宮衆に加入して八年という年月を経てはじめてカンヌシ役につくことができ、その後一年のフルトウを経て、以後は基本的には宮衆から抜けることになっている。一方平尾では、カンヌシを経験することによつ

てようやくミヤシに加入することができるのであり、またミヤシは終身制とされている。しかし実質的には、いずれにおいてもカンヌシを中心とその前後の年齢の者たちに神社祭祀におけるほぼすべての重要な役割が課されているのであり、異なるのは、カンヌシ以降は宮衆から脱退するという形をとるか、あるいは形式的に終身宮衆の立場にあるかの違いだけである。平尾のミヤシは、氏子の中で指導的な役割を果たすといわれてはいるが、少なくとも今日においては明確な役割を確認することはできない。また他地域に見られるような一老・二老などの特権的な長老も存在しない。このように考えてみると、両地域の宮衆とミヤシは決して質的に異なっているのではなく、表面上の差異は認められるものの、実質的な構造は同質だといえるのではないだろうか。

さらに湖東地域のカンヌシと、川関の宮年寄との類似性と異質性についても考えてみる必要がある。たとえば小倉や平尾では、実質的な神社祭祀の権限を有していたのはカンヌシである。そしてそれは五〇歳から六〇歳前後という、まさに人生の成熟期を迎えた世代の男性に課せられた当役である。カンヌシの実態は決して名誉職ではなく、日常的な氏神の世話から祭祀の準備、執行までを担う、まさに実働部隊である。そしてカンヌシを務め終えると、その後は神社祭祀における事実上の役割からは開放されて自由の身となる。平尾ではミヤシは終身制であったが、彼らに特別な役割があるわけではなく、いうならば神社祭祀における象徴的な存在であると考えることができる。また川関の宮年寄は、かつては村内で大きな権限を有していたようで、それだけにこの役を務めることは名誉なことであったというが、少なくとも今日の宮年寄は、毎月一日の月次祭や例祭の供物の準備から境内の掃除、注連縄作りなど神社に関するすべての雑務を担当しており、名誉職的な役割というよりは、やはり実働部隊だと考えるべきであろう。さらに小倉や川関では、一定の年限をもって宮衆や宮年寄から退くことになっており、これはいうなら

ば神社祭祀における定年制であるとみなすことができる。特に川関では、近世から六一歳をもって完全に隠居するという規則が存在していた。これらのことから、いわゆる長老とよばれる立場の老人たちの位置づけや役割についても、決して一元的な視座から解釈するのではなく、常に歴史の変遷を考慮しながら、多角的に考察してゆく必要があるといえるだろう。

関沢まゆみが指摘するように、近江湖南から湖東地域では長老組織が特に顕著に見られ、一老、二老などとよばれる終身制の長老が、神社祭祀のみならず、村落行政においても多くの権限を有し、まさに村の最高顧問的な立場として君臨しているような例が見られる⁽¹⁹⁾。しかし歴史的に見たときに、これらの長老たちは昔から一貫して年齢の秩序のみによって選ばれていたのだろうか。換言すれば、村で最高齢になればだれでも分け隔てなく「一老」の座につくことができたのだろうかということである。近江湖東地域の村々の神社祭祀に関する調査から、古くは往々にして、年齢の秩序の前提として、家の秩序、すなわち家格による差別化が行われていた可能性が見え隠れしていることがわかってきた。つまり、ある特定の家筋の者の中から年齢の秩序によって長老が選ばれたと思われる例が想像以上に多く見られるのである。この点に関してはまだ調査半ばであり、現時点で明確な事例を示しながら議論することはできないが、村内における家格や家筋に基づく家々の差別化と、年齢の秩序という、いささか異質な二種の構造に関しては、それぞれの地域社会の歴史の変遷を十分に踏まえながら、慎重に考察してゆく必要があることは確かだといえよう。そしてこの問題は、トウヤ制について考える際の基本的課題である、トウヤは家を単位として廻るのか、あるいは個人を単位として廻るのかという問題、さらに村落祭祀における「トウヤ制」と「年齢階梯制」の関連という問題、さらに村落祭祀における「トウヤ制」と「年齢階梯制」の関連という、これまで多くの研究者たちを巻き込んで繰り返し広げられた大きなテーマに結びついてゆくのである。

このあたりで最終的な総括を試みたい。それはまず、「トウヤ制」「宮座」「年齢階梯制」などの用語の概念と相関性についてである。

「トウヤ制」とは、基本的には村落運営や社寺祭祀などの種々の役割が、村内において家々を輪番制で廻るようなシステムを指し、その意味では、村人の機会や負担を平等に分け与える民主的な制度であるといえる。しかしその役割を社寺祭祀に限定して考えた場合、実際の例においては、村の構成員全員が均等にトウヤを務めるという例もあれば、特定の集団内においてのみトウヤが廻るという例もある。前者は村内の平等性を重視したきわめて民主的なシステムであるが、後者は必ずしもそうではない。しかし「トウヤ制」という用語の概念を、輪番で当役が廻るシステムであると単純に規定した場合、いずれも「トウヤ制」であることには違いないことになる。

ところで、蒲生正男が提示した「頭屋(当屋)制村落」とは、長期的に見た場合、村落運営において各家の対等性、平等性が貫かれているような構造を有する村落を指すのであるから、先に示した前者の「トウヤ制」は当てはまるが、後者の「トウヤ制」は当てはまらないことになる。ゆえに一般にいう「トウヤ制」と、条件付で示される「頭屋(当屋)制村落」とは、明確に区別する必要があるといえるだろう。たとえば本稿で示した具体事例で考えると、すべてが「トウヤ制」の事例ではあるが、「トウヤ制村落」といえるのはすべてではない。西北播磨の川戸や与位などの諸村落と、近江湖東の平尾は比較的古くから家々の平等性が見られたと考えられるが、たとえば一昔前の近江湖東の小倉や口丹波の川関では、決してすべての村人に対して均等に当役が廻されてはいなかったゆえに、「トウヤ制村落」であるとはいえないことになる。

次に「宮座」の概念について考えてみたい。「宮座」という用語を概念規定することはきわめて困難である。ゆえにこれからの記述は概念規

定というよりも、これまでの議論の整理であると考えていただきたい。

「宮座」の概念について、たとえば福田アジオは「決められた一定の資格を有する人間が神仏の前に一座して祭を行う組織。宮座という呼称の有無に関係なく、定員制にもとづいて一座する祭祀組織を指す」と述べている。以前に宮座に関して言及した多くの研究者も、小差はあるにせよ、概ね福田とほぼ同様の説明を行っている。たとえば「一座に同席して神社における行事に参加することを意味する（中略）宮座は神社における祭祀集団、つまり神事組合である」という住谷一彦の説⁽²¹⁾、「宮座は神社祭祀を紐帯として特定の共同体を運営する特権的な集団」という小栗栖健治の説など⁽²²⁾、ほぼ同様の意味に理解されていることがわかる。ただし、「宮座」という用語自体が歴史性を強く帯びているがゆえに、どの時代の宮座を想定するかによって、意味や概念も大きく異なってくる。そのことがこれまで宮座をめぐる議論を複雑にし、かつ泥沼化させてきた主要な原因であることは確かだろう。よって宮座に関して議論する場合は、いつの時代の宮座を対象とするのかについて明確にした上で行うことが何よりも大切である。筆者は、少なくとも今日の「宮座」の意味については、基本的には福田や小栗栖が述べるような説明が的を得ていると考える。つまり「宮座」とは、少なくとも「定員制にもとづいて一座する祭祀組織」であり、また「特権的な集団」だと理解すべきだと思う。たとえば近江湖東地域の平尾の例のような、村人のすべての男性が分け隔てなく加入するような組織も広義の「宮座」だとしてしまえば、「宮座」と一般的な「氏子」、あるいは単なる「村人」との区別がまったくなくなってしまう。「座」という以上、やはりそのメンバーシップには何らかの限定があつてしかるべきだろう。

ところで、上野和男は「宮座を持つ日本の中央部の村落を特徴づけるものとして、従来から「宮座制」という概念が提示されてきたが、この概念はかならずしも内容的に明確ではなかった⁽²³⁾」と述べ、宮座の存在

の有無自体を村落構造類型論と絡めて議論することへの疑問を提示している。さらに「当屋制村落における権威の源泉は、まさに当屋制そのものである⁽²⁴⁾」といい、宮座が「当屋制村落」の概念を規定する上でのメルクマールとなるものではないとする見解を提示している。この点に関しては、筆者も上野に賛同する。すなわち「宮座」と「トウヤ制」はレベルの異なる概念であり、従来の研究に見られたような、「トウヤ制」という祭祀の一要素だけを取り出して、それを「宮座」の構造分析のための概念として用いるのではなく、両概念を同範疇に取り込んだ議論をいったん離れ、「トウヤ制」を基礎とする村落の民俗的特質について、具体事例をもとにして考えてゆかねばならない。またそれとは別に、「宮座」の概念について研究史を洗いながら、歴史的な変遷を考慮しつつ、整理してゆく作業を試みる必要があると思うのである。

以上のような考えに立ち、改めて今回提示した具体事例を眺めた場合、何がいえるだろうか。これまでの議論から鑑みて、たとえば西北播磨地域の川戸や与位のようなトウヤ制を基礎とする村落の祭祀組織は、はたして「宮座」とよびうるか否かという問題である。筆者は基本的に、川戸や与位などの祭祀組織は、そのシステムの中に「トウヤ制」は見られるが、祭祀組織自体は「宮座」とはいえないと考える。また近江湖東と口丹波の事例では、小倉とかつての川関、および馬路の祭祀組織は、一種の宮座であるといえるが、今日の状況を見たとき、現在なお宮座が存在する村落は小倉と馬路のみであるといえるだろう。しかし小倉は、「座」的な組織が残存しているが、かつての「東座」・「西座」が存在した頃と比べると、その構造は明らかに村座化してきていると思われるがゆえに、今日の小倉における「座」は、はたして宮座と捉えるべきか、いささか疑問ではある。一方馬路では、今日においても同族座たる宮座が存在するということができるだろう。

本稿では、「トウヤ制」という一つの祭祀システムについて、その概念や民俗的意味、あるいは具体的な存在形態について、兵庫県西北播磨地域、滋賀県湖東地域、京都府口丹波地域の事例を元に考察してきた。その結果、「トウヤ制」をめぐるいくつかの課題に関して、筆者なりの見解を提示した。また「トウヤ制」といわゆる「トウヤ(当屋)制村落」あるいは「宮座」との相関性についても、一定の見解を示せたかと思う。しかし今回取り上げた具体事例は、合わせても六例あまりに過ぎない。「トウヤ制」は、関西の諸地域だけでも想像以上にさまざまな形態を示しながら村々における社寺祭祀の中に存在している。全国に視野を広げれば、そのヴァリエーションはさらに増大するに違いない。その意味で、今回提示しえたのは「トウヤ制」に関する一つの見解に過ぎないといえる。また「トウヤ制」と「宮座」、あるいは「年齢階梯制」との相関性に関する分析も、一試論を示したに過ぎず、残された課題が山積みであることは十分承知している。今後はフィールドをさらに広げ、「トウヤ制」のさまざまなヴァリエーションに目配りしながら、より綿密な事例分析と考察を積み重ねてゆきたいと考える。

註

- (1) 蒲生正男「日本のイエとムラ」(『世界の民族・十三卷・東アジア』平凡社、一九七九年)、四三頁。
- (2) 蒲生正男「日本のイエとムラ」(『世界の民族・十三卷・東アジア』平凡社、一九七九年)、四三頁。
- (3) 上野和男「近江湖東における宮座の組織と儀礼―滋賀県愛東町青山の事例―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第十五卷、一九八七年)、三三二頁。
- (4) 上野和男「近江湖東における宮座の組織と儀礼―滋賀県愛東町青山の事例―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第十五卷、一九八七年)、三三二頁。
- (5) 『兵庫県粟粟郡誌』は一九二三年に刊行された。一九七三年に名著出版より復刻。
- (6) 山崎町川戸に関する詳細は、八木透「西播磨の当屋祭祀―宍粟郡山崎町川戸の事例を中心に―」(伊藤唯真編『民俗宗教論の展開と課題』二〇〇二年、法蔵館)を参照されたい。

- (7) 註(5)に同じ。
- (8) 宮畑巳年生「湖東三山地域の民俗」(『湖東三山地域学術調査報告書』滋賀県、一九七五年)。
- (9) 上野和男編「近江湖東村落社会の構造」明治大学、一九八〇年。
- (10) 宮畑巳年生「湖東三山地域の民俗」(『湖東三山地域学術調査報告書』滋賀県、一九七五年、および「近江の祭り」と民俗」ナカニシヤ出版、一九八八年)。
- (11) 宮畑巳年生、註(9)に同じ。
- (12) 上野和男、註(8)に同じ。
- (13) 宮畑巳年生、註(9)に同じ。
- (14) 上野和男、註(8)に同じ。
- (15) 亀岡市川関に関する詳細は、八木透「川と宮座に生きる村―川関民俗誌(『新修亀岡市史・資料編』第五卷、一九九八年、および八木透「丹波の村落と神社祭祀」(『鷹陵史学』第二十五号、一九九九年、佛敎大学鷹陵史学会)を参照されたい。
- (16) 亀岡市馬路に関する詳細は、『新修亀岡市史・資料編』第四卷(一九九六年)を参照されたい。
- (17) 関沢まゆみ「宮座と墓制の歴史民俗」二〇〇二年、吉川弘文館
- (18) 関沢まゆみ、註(16)に同じ。
- (19) 関沢まゆみは、滋賀県水口町北内貴、同八日市市三津屋などの例をあげながら、長老が神社祭祀のみならず、村落運営全般にわたって重要な役割を有することを論じている。
- (20) 福田アジオ「宮座」(『日本民俗大辞典下』二〇〇〇年、吉川弘文館)
- (21) 住谷一彦「宮座」(『事典家族』一九九六年、弘文堂)
- (22) 小栗酢健治「宮座祭祀の史的研究」二〇〇五年、岩田書院
- (23) 上野和男「近江湖東における宮座の組織と儀礼―滋賀県愛東町青山の事例―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第十五卷、一九八七年)
- (24) 上野和男、註(23)に同じ。

(佛敎大学歴史学部、国立歴史民俗博物館客員教員)
(二〇〇九年)〇月二日受付、二〇一〇年五月二五日審査終了)

To-ya Saishi and Miya-za

YAGI Toru

This article organizes the concept of the “*to-ya* system” and presents an indicator for thinking about the “*to-ya* system.” While studying specific examples in the Kansai regions by comparison, this article investigates the reality of *to-ya saishi* and its variations with an attempt to reconsider the past study results that have regarded various forms of *saishi* (religious services in Shinto shrine) as or “*to-ya saishi*” all together.

This article takes the cases of Yamasakicho in Shiso City, Hyogo Prefecture (former Yamasakicho, Shiso-gun), Higashiomi City in Shiga Prefecture (former Aitocho, Echi-gun), and Kameoka City in Kyoto Prefecture as specific examples, and studies the structure of *to-ya saishi* in each region and its characteristics. The subject is examined from the following four viewpoints. The first viewpoint is the problem of the conventional “*to-ya* system.” Particularly in the case examples in Shiso City in Hyogo Prefecture, *mura-gumi* are closely united, and the role of *to-ya* is assumed by *to-gumi* by rotation every year in units of *rinpo* (neighborhood) instead of houses. Is it possible to discuss this form of *saishi* within the same framework as the conventional “*to-ya* system”? The second viewpoint is to study the folkloric meaning of the *za-iri* ritual as shown in the case examples in the regions of Kuchitanba and Omikoto in Kyoto. The third viewpoint is the characteristics of *to-ya* and its specific role. The name, role and characteristics of *to-ya* are very different according to regions. Such differences in names and characteristics of *to-ya* are discussed. The fourth viewpoint examines the folkloric meaning of an organization of seniors called “*miyashu*,” in particular the role assumed by the seniors called “*juninshu*” in the villages of Kuchitanba and Omikoto. The correlation among the “seniority system,” “*to-ya* system,” and “*miya-za*” are also investigated.

Key words: *Miya-za*, *to-ya*, *to-gumi*, choroshu, seniority system